様式第１号（第８条関係）

令和　年　月　日

広島県中小企業団体中央会

会　長　伊　藤　學　人　　殿

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　名称（氏名）

代表者名　　　　　　　　　　　㊞

事業実施場所

アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付申請書

　アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付要領第８条の規定によって，補助金の交付を申請します。

なお，事業計画及び関係書類においては，不正や偽造がないことを申し添えます。

１　補助対象経費　　　　　金　　　　　　　　　　　円

補助金交付申請額　　　金　　　　　　　　　　　円

２　事業計画

　　経営革新計画に係る承認申請書のとおり

３　補助対象事業の内容及び補助対象事業に要する経費の配分

　　事業計画書（様式第１号別紙１）及び収入・支出経費明細書（様式第１号別紙２）

様式第１号

別紙１

　事業計画書

事業者名

１．テーマ（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（※）令和４年３月～令和５年９月の間に承認された本事業で取り組む経営革新計画のテーマを記入して下さい。

２．経営革新計画の承認年月日：令和　　年　　月　　日

３．補助率　　２/３以内　　３/４以内　　（いずれか一方を選択し「○」を付して下さい。）

（※）別表１の地域に該当するかを確認し，補助率を選択して下さい。

　 住　所（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（※）補助率3/4を選択した場合，その住所を記入して下さい。

４．実施計画

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 内　容 |
| 実施項目 |  |
| 実施予定時期  （開始予定月～完了予定月） | 令和　年　月　　～　令和　年　月 |

（※）経営革新計画別表２「実施項目」の内，本事業で取り組む項目を記入して下さい。

（※）必要に応じて表を追加して下さい。

（※）補助対象事業の完了期限は，令和６年１月３１日までとする。

５．具体的な内容

|  |
| --- |
| （※）交付要領｢第10条（審査基準）｣を参照し要点を押さえて記入して下さい。  （※）必要に応じて図表等を用いて，具体的に記入して下さい。  （※）具体的な内容は，複数ページにわたってもかまいません。  １．事業計画の実行性  ２．事業計画の具体性  ３．事業計画の効果  ４．経営革新計画との整合性 |

６．承認を受けた経営革新計画において，国，広島県及びその他の地方公共団体の他の補助金への申請予定　　　有　・　無　　　　（いずれか一方を選択し「○」を付して下さい。）

※より多くの方に本事業をご利用いただくため，国，広島県及びその他の地方公共団体の他の補助金申請を予定されていない方を優先採択いたします。

様式第１号

別紙２

収入・支出経費明細書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １　収入 |  |  |  |  | |  |  |
| 区分 | | 金額（税抜き：円） | |  | |  |  |
| 自己資金 | |  | |  | |  |  |
| 借入金・その他 | |  | |  | |  |  |
| 補助金充当額　① | |  | |  | |  |  |
| 合　計　② | |  | |  | |  |  |
|  |  |  |  |  | |  |  |
| ２　支出 |  |  |  |  | |  |  |
| 区分 | 内容・必要理由 | | 内訳 （数量×単価） | | 補助対象事業 　に要する経費（税込み：円） | 補助対象経費 （税抜き：円） | |
|  |  | |  | |  |  | |
|  |  | |  | |  |  | |
|  |  | |  | |  |  | |
|  |  | |  | |  |  | |
|  |  | |  | |  |  | |
| 補助対象経費合計（②と同額） | | | | | |  | |
| 補助金交付申請額（①と同額）  （※）補助対象経費合計の2/3以内（千円未満の端数は切り捨て） | | | | | | 2/3  以内 |  |
| 補助金交付申請額（①と同額）  （※）補助対象経費合計の3/4以内（千円未満の端数は切り捨て） | | | | | | 3/4  以内 |  |

※補助率2/3以内又は3/4以内のいずれかを選択し，記入して下さい。

３　確認事項

（１）上記の経費は，他の補助金に申請していません。

（２）上記の経費は経営革新計画に要する経費であり，その目的以外に使用しません。